

# 大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成29年2月28日 条例第2号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会の議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年大府市条例第26号）の特例を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会の会議等 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに大府市議会会議規則（昭和47年大府市議会規則第1号）第153条第1項（同条第2項の規定により臨時に設けるものを含む。）に規定する協議等の場並びに議員の派遣及び委員の派遣をいう。
- (2) 公務上の災害等 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和45年大府市条例第34号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

## (議員報酬の減額)

**第3条** 議員が自己都合、疾病その他の事由により議会の会議等を引き続き90日を超えて欠席（第6条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けている期間を除く。以下同じ。）したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、次の表の左欄に掲げる議会の会議等を欠席した日から起算して引き続き議会の会議等に出席していない日数（以下「欠席相当日数」という。）に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席相当日数	割合
90日を超え455日以下であるとき	100分の80
455日を超えるとき	100分の60

2 前項の規定は、欠席相当日数が90日又は455日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この場合において、議会の会議等に出席した日の属する月については、日割りにより計算する。

## (期末手当の減額)

**第4条** 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合の異なる月があるときは、低い方の割合を乗じるものとする。

## (適用除外)

**第5条** 第3条第1項の欠席が次の事由によるときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等

(2) その他議長が認める場合

**(議員報酬の支給停止)**

**第6条** 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

**(期末手当の支給停止)**

**第7条** 基準日の前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

**(停止されていた議員報酬等の支給)**

**第8条** 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

**(議員報酬等の不支給)**

**第9条** 第6条及び第7条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

2 刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了する日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は、支給しない。

3 基準日の前6月において、前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

**(日割計算の方法)**

**第10条** 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

**(減額、支給停止及び不支給の効力)**

**第11条** この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、その効力を有する。

**(疑義の決定)**

**第12条** この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

**(委任)**

**第13条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。